

第5編 災害復旧・復興

1-4-1 被災者生活再建支援制度

(令和6年現在 単位：万円)

区分		①基礎支援金 住宅被害程度	②加算支援金 住宅再建方法	計①+②
複数世帯 (被災時世帯 の人数が2人 以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃貸 50	150
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃貸 50	100
	中規模 半壊世帯	—	建設・購入 100	100
			補修 50	50
			賃貸 25	25
単数世帯 (被災時世帯 の人数が1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃貸 37.5	112.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃貸 37.5	75
	中規模 半壊世帯	—	建設・購入 75	75
			補修 37.5	37.5
			賃貸 18.75	18.75

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は高い方

1-4-2 税の減免等

1 国税の減免

ア 所得税

自宅の倒壊や浸水、家財の浸水等による損失については、所得税法の「雑損控除」か「災害減免法」の税額減免のどちらかを選択して適用できる。会社員は年末調整では控除できないことから、確定申告することにより控除となる。

	所得税法（雑損控除）（法 72 条第 1 項）	災害減免法（税額免除・軽減）（法第 2 条）
対象資産	自己又は扶養親族が所有する住宅や家財等。 ※ 日常生活用の住宅・家財	自己又は扶養親族等が所有する住宅や家財等。 ※ 損害額が住宅又は家財の 50%以上で有ること
減控除額又は所得税の軽減額	次の（ア）と（イ）のいずれか多い方の金額 （ア）（損失の金額 ^{※1} －保険金等 ^{※2} ） －所得 ^{※3} の 1 / 10 （イ）災害関連支出－5 万円	税額免除額・軽減額は次の金額 ・ 所得が 500 万円以下の人 ⇒所得税の全額 ・ 所得が 500 万円超から 750 万円以下の人 ⇒所得税の 1 / 2 ・ 所得が 750 万円超から 1,000 万円以下の人 ⇒所得税の 1 / 4
付摘要件等	「控除に関する明細書」と災害関連支出 ^{※4} の領収書を添付。 ※ 控除しきれない雑損控除額は翌年以後 3 年間の所得から順次控除できる。	損害を受けた年の合計所得金額が 1000 万円以下である事。「損失額の証明書」を確定申告書に添付。

※1 「損失の金額」・・・災害、盗難、横領による損失額

※2 「保険金等」・・・保険金、損害賠償金などで補てんされる金額

※3 「所得」・・・総所得+分離課税の事業所得等の金額+分離課税の譲渡所得の金額+株式等に係る譲渡所得等の金額+山林所得金額+退職所得金額

※4 「災害関連支出」の範囲・・・災害によって損壊した住宅や家財の取り壊し、除去のための費用。また、災害によって住宅や家財などが損壊、使用することができなくなった場合に、災害後 1 年以内に支出した次の費用。

①土砂や障害物の除去のための費用 ②住宅や家財の修繕費 ③住宅や家財の損壊防止のための費用。

イ 相続税、贈与税（災害減免法 第 4, 6 条）

相続又は遺贈及び贈与により取得した財産が、災害によって被害を受けた場合において、次の（ア）（イ）のいずれかに該当するときに相続税が軽減される。

（ア）相続税・贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額^{※1}のうちに被害を受けた部分の価額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く）の占める割合が 1 / 10 以上であること。

（イ）相続税・贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産等^{※2}の価額のうちに動産等につ

いて被害を受けた部分の価額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除きます）の占める割合が1/10以上であること。

※1 「価額」・・・相続税の場合は「債務控除後の価額」

※2 「動産等」・・・、動産（金銭及び有価証券を除く）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除く）及び立木をいう。

※上記（ア）（イ）に該当したうえで、法廷申告期限前と後に災害があった場合では内容が変わってくことから、詳細は国税庁のホームページ、又は法務局で確認を行うこと。

2 地方税の減免

ア 県 税

（ア）個人の県民税（地方税法第45条）

市町村長が個人の市町村民税を減免した場合、その減免額の割合と同じ割合で減免

（イ）個人の事業税（条例第62条）

当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。

a 災害による事業用資産の損害額が資産評価総額の3/10以上であり、かつ事業の所得金額が1,000万円以下の者

所得金額が500万円	以下の場合	全額免除
500万円超	750万円以下の場合	1/2免除
750万円超	1,000万円以下の場合	1/4免除

b 自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有する住宅又は家財の損害額が資産評価額の3/10以上であり、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である者

所得金額が400万円	以下の場合	1/2免除
400万円超	1,000万円以下の場合	1/4免除

（ウ）不動産取得控税（条例79条）

a 災害により滅失又は損壊した不動産に代わる不動産を取得する場合、滅失又は損壊した不動産の価額に税率を乗じて得た額を限度に、滅失又は損壊の日から、3年以内に取得したものに限り減免。

b 取得した不動産が、その取得の日から1年以内に災害により滅失又は損壊した場合、その不動産の取得に対し減免。

（エ）自動車税（条例第135条）

災害により自動車に損害を受け、その修繕に要する費用額が自動車税の年額を超える場合、場合、次により減免。

修繕費が自動車税の2倍を超える場合	1/2免除
〃	2倍以下の場合
	1/4免除

イ 市町村税

地方税法に基づき市町村条例の規定により減免

(ア) 個人の市町村民税（法第 323 条、条例 51 条）

(イ) 固定資産税（法第 367 条、条例 71 条）

(ウ) 国民健康保険税（法第 717 条、条例 26 条）

3 各種減免猶予等《参考》

施 策	助成対象等	要 件	根拠法等	実施主体
国税の軽減免除	所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税	災害により甚大な被害を受けた場合	所得税法 災害減免法	国
国税の申告納付税等の期限延長、納付猶予	災害終息以前に納税義務の発生したものなど	災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないと認める時	国税通則法	
	所得税、源泉所得税	納税者が災害にあった場合	災害減免法	
地方税軽減免除	都道府県税、市町村税	地方公共団体の条例に定めるところにより、天災その他特別別の事情がある場合において減免を必要とする者	総務省通達	都道府県 市町村
地方税の申告、納付等の期限延長徴収猶予	都道府県税、市町村税	納税者が震災、風水害、火災その他の災害を受ける場合により、地方税を一時に付、納入できない場合	地方税	
国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長、徴収猶予	国民健康保険料（税） 医療費の一部負担金 介護保険料、利用料	保険者又は世帯の主たる生計維持者が、震災・風水害・火災等の災害により住宅・家財等に著しい損害を受けた場合など。市町村が条例で定める	国民健康保険法 介護保険法	市町村
電報、電話の特別措置	要件の通信料金の減免	災害時、被災者より行う通信、被災地に特設された電気通信設備で行う通信	電気事業法 電気通信事業法	関連機関
放送受信料の免除	定めた期間内の放送受信料の免除	非常災害時、被災度合により期間を設定	受信料免除基準	日本放送協会
被災地等宛て郵便物の料金免除	定めた期間内における郵便物料金免除	被災者や被災者に差し出された郵便物等	郵便法	日本郵便(株)

1-4-3 罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊（準半壊） ☐ 一部損壊（10%未満）
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住家の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

男鹿市長

印

1-4-4 男鹿市災害弔慰金の支給等に関する条例

資 金 名	支 給 対 象	支 給 額	
		生計維持者	その他の者
災 害 弔 慰 金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500 万円以内	250 万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民	250 万円以内	125 万円以内
災 害 見 舞 金	災害救助法が適用されない小災害の発生により住家が消滅した世帯	全壊 30 万円 半壊 10 万円 床上浸水 5 万円	

1-4-5 災害援護資金等の貸付

生活福祉資金

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）	1世帯 150万円以内	1 据置期間 6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 保証人 原則必要（ただし連帯保証人を立てない場合でも借り受け可能。） 4 利子 連帯保証人有り：無利子 連帯保証人無し：年1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還（ただし繰上償還可能。） 6 申込方法 借申込書官公署が発行する被災証明書を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。

災害援護資金

(平成21年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内平成14年8月1日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年） 2 償還期間 据置期間経過後7年（特別な事情がある場合5年） 3 貸付 利率年3%（据置期間中は無利子） 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年10.75%

1－4－6 男鹿市災害危険住宅移転推進資金貸付規程

昭和 49 年 6 月 3 日

規 程 第 5 号

改正 昭和 61 年 3 月 31 日 訓令第 4 号

昭和 62 年 6 月 25 日 訓令第 3 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、災害の常襲又は危険区域に所在する住宅を移転のため必要な資金に対する貸付を行うことを目的とする。

(貸付対象)

第 2 条 資金の貸付は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく男鹿市防災計画で指定する災害危険区域内における災害危険住宅を移転させるために行う事業のうち、次の各号に掲げるものを対象とする。

- 1 災害により住宅が滅失又は損傷したために、住宅を他に建設（購入を含む。）又は移転する事業
- 2 災害により住宅が滅失又は損傷するおそれがあるために、住宅を他に建設（購入を含む。）又は移転する事業

(危険住宅の認定)

第 3 条 移転事業を行うため当該危険住宅を調査する場合には、所管県出先機関の立合いを求め意見を聴いたうえ認定する。

(貸付限度額)

第 4 条 移転に要する経費（宅地の取得造成及び住宅の移転に要する経費）の 2 分の 1 以内とする。ただし、1 戸当たりの貸付額は 300 万円を限度とする。

(貸付及び保証の条件)

第 5 条 貸付及び保証の条件は、次の各号に定めるところによる。

- 1 貸付利率 年 3 %（据置期間中は無利子）
- 2 据置期間 1 年以内
- 3 償還期間 据置期間経過後 6 年以内
- 4 償還方法 元利均等年賦償還とし、別表 1 の算出表により算出する
- 5 延滞利息 償還期日を経過した日から年 10.75%の割合を乗じて計算した額

(貸付の申請)

第6条 資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、災害危険住宅移転推進資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 1 申請者の納税証明書1通
- 2 工事見積書
- 3 移転住宅の見取図及び平面図各1通

(貸付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは貸付を決定し、その旨を貸付決定通知書により通知する。

(貸付契約)

第8条 貸付決定通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、速やかに貸付契約を締結しなければならない。

(保証人)

第9条 借受人は、男鹿市内に居住する連帯保証人を二人立てなければならない。

(保証人の変更)

第10条 借受人は、保証人の死亡又は借受人の都合により保証人を変更しようとするときは、保証人変更願を提出しなければならない。

(住所等の変更)

第11条 借受人は、本人又は保証人が住所又は氏名を変更したときは、遅滞なく変更届を市長に提出しなければならない。

(借用証書の提出)

第12条 借受人は、貸付金を受領しようとするときは、借用証書に工事完了届を添えて市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第13条 申請者は貸付の申請をした後において申請内容を変更しようとする場合は、遅滞なく市長に届け出て承認を受けなければならない。

(実地調査等)

第14条 市長は必要があると認めるときは、借受人に対し、必要な資料の提出を求め、又は実地調査することがある。

(貸付の決定の取消し等)

第15条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付の決定を取り消すことができる。

- 1 この規程に違反したとき
- 2 偽りの申請その他不正の手段により貸付の決定を受けたとき
- 3 移転工事を完成させる見込がないと認められるとき

(貸付金の繰上償還)

第16条 市長は、次の各号に掲げる場合は調査のうえ繰上償還をさせるものとする。

- 1 借受人から繰上償還の申出があったとき
- 2 契約違反の事実があったとき

(貸付金の償還)

第17条 市長は、貸付金の償還期日に達したとき、及び前条の規定により繰上償還をさせようと するときは、納入通知書により償還させるものとする。

(補 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

(書類等の様式)

第19条 別表2の上欄に掲げる様式について、同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表下欄のこの規程に基づくものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月31日訓令第4号)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年6月25日訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

1-4-7 災害危険住宅の移転助成制度

(1) リ災住宅復興助成制度

- ・ 防災のための集団移転促進事業
- ・ がけ地近接危険住宅移転事業
- ・ 住宅金融支援機構・地すべり等関連住宅融資

(2) 住宅移転助成制度の適用順位

助成制度の適用順位は、原則として ①集団移転 ②がけ地近接 とする。

(3) 助成制度及び住宅金融支援機構資金

助 成 制 度	住 宅 金 融 支 援 機 構 資 金
・ 防災集団移転促進事業補助金 - 離 農 237.2 万円 - その他 78.0 万円 - 利子補給（土地・住宅資金） 406.0 万円 〃 （住宅） 310.0 万円 - ほか市町村事業費を含め一戸当たりの補助基準額 1,655.0 万円 （国 3/4 市町村 1/4）	・ 地すべり等関連住宅融資（移転・建設） 木造（一般） 基本融資 移転・建設資金 1,650 万円 土地取得資金 970 万円 25 年（うち据置 3 年）償還 （元利均等月賦償還） 年利 住宅金融支援機構に確認 床面積 13 ㎡以上
・ がけ地近接移転事業補助金 - 建物除去 78.0 万円 - 利子補給相当額 土地住宅資金 406.0 万円 住宅資金 310.0 万円 （国 1/2 県市町村各 1/4）	※上記のほか、地すべり等住宅融資（新築購入・リ・ユース）がある。

(4) 防災のための集団移転促進事業

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

昭和 47 年法律第 132 号 昭和 47 年 12 月 8 日施行
 平成 17 年 10 月 21 日法律第 102 号 平成 19 年 10 月 1 日施行

(国土交通省所管)

項 目		区 分	標準費用 (平成 17 年度)
個人 助 成	移転補助	離農の場合 その他	237.2 万円 78.0 万円
	利子補給	土地、住宅資金 住宅資金	406.0 万円 310.0 万円
市 町 村 事 業	用地の取得造成 (1 戸当り 660 m ² 、ただし住宅専門部分 330 m ²)	C 地域 (男鹿市) 1 m ² 当たり	@14,200 円
	公共施設 (道路、水道、集会施設、広場、 排水、その他)	戸数×	319.8 万円
	農林水産の生産基盤近代化施設 (共同作業所、加工所、倉庫)	戸数×	124.3 万円
	宅地又は農地の買い取り		国土交通大臣が定める 額を標準とする。
標 準 費 用 総 額		戸数×	1,655.0 万円

費用の負担 国 3/4 市町村 1/4 (事務費 3%)
 事 務 費 3 %

(5) がけ地近接危険住宅移転事業（昭和47年4月28日施行）

(国土交通省所管)

項 目	区 分	平成7年度
補助金	建物除去	78.0万円
利子補給	土地、住宅資金 住宅資金	406.0万円 310.0万円

費用の負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

1-6-1 激甚災害指定基準

発生した災害を激甚災害として指定を行う場合の基準は、次の激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準による。

昭和 37 年 12 月 7 日

中央防災会議決定

改正 平成 28 年 2 月 9 日

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法 2 章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害。 （A 基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額×100 分の 0.5 （B 基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額×100 分の 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1. 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年 度の標準税収入総額×100 分の 25 2. 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額＞当該都 道府県内全市町村の標準税収入総額×100 分の 5
法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害。 （A 基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額 ×100 分の 0.5 （B 基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額 ×100 分の 0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの 1. 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度 の農業所得推定額×100 分の 4 2. 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10 億円
法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の 1 及び 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除外。 1. 激甚法第 5 条の措置が適用される激甚災害 2. 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100 分の 1.5 であることにより激甚法第 8 条の措置が適用される激甚災害 なお、上記に該当しない場合であっても、激甚法第 6 条の措置は当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の 3 又は 4 の要件に該当する災害について適用される。 3. 当該災害に係る漁船等の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得 推定額×100 分の 0.5 4. 当該災害に係る漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定 額×100 分の 1.5 を超える災害により激甚法第 8 条の措置が適用

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮。 （A基準） $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 100 \text{ 分の } 0.5$ （B基準） $\text{農業被害見込額} > \text{当該年度の全国農業所得推定額} \times 100 \text{ 分の } 0.15$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 $>$ 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 $\times 100 \text{ 分の } 3$
法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害。 （A基準） $\text{林業被害見込額} > \text{当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額} \times 100 \text{ 分の } 5$ （B基準） $\text{林業被害見込額} > \text{当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）} \times 100 \text{ 分の } 1.5$ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1. 一の都道府県内の当該災害に係る林業被害見込額 $>$ 当該年度の当該都道府県の生産林業所得（木材生産部門）推定額 $\times 100 \text{ 分の } 60$ 2. 一の都道府県内の林業被害見込額 $>$ 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 $\times 100 \text{ 分の } 1$
法12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	次のいずれかに該当する災害。 （A基準） $\text{中小企業関係被害額} > \text{当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得} \times \text{中小企業付加価値率} \times \text{中小企業販売率の推計。以下同じ。）} \times 100 \text{ 分の } 0.2$ （B基準） $\text{中小企業関係被害額} > \text{当該年度の全国中小企業所得推定額} \times 100 \text{ 分の } 0.06$ かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 1. 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 $>$ 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 $\times 100 \text{ 分の } 2$ 2. 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 $> 1,400$ 億円 ただし、火災の場合又は、激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある
法16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条（私立学校施設災害復旧事業の補助）、19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害、ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害。 (A 基準) 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上 (B 基準) 1. 滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅数の 10%以上 2. 滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅数の 20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
法 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1. 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2. 農地及び農業用施設小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

1-6-2 局地激甚災害指定基準

昭和43年11月22日

中央防災会議決定

改正 平成28年2月9日

局地激甚災害は、市町村等施行の災害復旧事業等が対象となるので、その対象及び指定基準は次のようである。

局 地 激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
(公共施設災害関係) (1) 次のいずれかに該当する災害。 ①当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法3条第1項1号及び3号～14号の事業)の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額の合算額がおおむね1億円未満を除く。 イ. 公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額> 当該市町村の当該年度の標準税収入×1/2に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外) ロ. 公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額> 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額>が2億5,000万円に該当する市町村では当該標準税収入×100分の20に該当する市町村 ハ. 公共施設災害復旧事業等の査定事業費の額> 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村は当該標準税収入×100分の20+(当該標準税収入-50億円)×100分の60に該当する市町村 ②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)	1. 激甚法3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置 2. 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置
(農地、農業用施設等災害関係) (2) 次のいずれかに該当する災害。 ①当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業)に要する経費の額>当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村(当該経費の額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害(上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね、5,000万円未満である場合を除く。) ただし、これに該当しない場合であって	1. 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置 2. 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置

も、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額＞農業被害額、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額＞当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満であること。②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて1に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害。（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）	
（森林災害関係） （3） 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5。 ただし、当該林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05未満は除外。 かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害。	左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置
（中小企業施設災害関係） （4） 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その当該市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条の措置